

印度學佛敎學研究

第五十四卷第二号

[通卷第 108 号]

p.p. 883-889 [p.p.(224)-(230)]

放牧の無事を祈願する Yajurveda のマントラと
Rgveda VI 28,7

西村直子

平成 18 年 3 月

日本印度学仏敎学会

JOURNAL
OF
INDIAN AND BUDDHIST STUDIES

Vol. LIV No.2 March 2006

[108]

160. The Mantras for Praying for the Security of Grazing Cows in the *Yajurveda* and the *Ṛgveda* VI 28,7

Naoko NISHIMURA

The first chapter of the *Yajurveda-Samhitās* (YS) consists of the mantra collections for *iṣṭi*, the fundamental of which is practically to be understood as the new and full moon sacrifice (Darśapūrṇamāsa). Every YS has the section 《Grazing》 as its opening. This is the ritual procedures of the so called Upavasatha day, the preceding day of chief offerings are made. There was probably not an exclusive place for the pasture, but the grazing land seems to have been *aranya*- (a wilderness), the place where no one has his own claim.

In this paper, I examine closely the four mantras in this section and the correspondent brāhmaṇas. The mantras are recited for the safety and fertility of the cow grazing in *aranya*. Comparing the mantras with *Ṛgveda* VI 28,7, which has parallel phrases, we can see an aspect of the nomadic life and trace its change in the Aryan society. It enables us also to confirm how the YV texts were gradually produced and codified.

Edited by

JAPANESE ASSOCIATION OF
INDIAN AND BUDDHIST STUDIES

放牧の無事を祈願する Yajurveda のマントラと Ṛgveda VI 28,7

西村直子

0. Śrauta 祭式において、道具や祭場の準備、献供等の具体的作業に従事するのは Adhvaryu 祭官である。彼らが個々の行作に伴って唱える mantra (m), 即ち yajus は Yajurveda-Saṁhitā (YS) に纏められている。冒頭には新月祭・満月祭を基本形とする穀物祭, iṣṭi に用いる m 集成が置かれており、本祭前日, Upavasatha の日に行う祭式行為としての《放牧》, 《barhiṣ 刈り》, 《搾乳と dadhi 製造》等をもって始められる。本稿で取り上げる m は、その最初の《放牧》章に収められ、牧草地へ向かう(牝)牛達に唱えられる。これに対する各 brāhmaṇa(br.) は、下記の使用 text 箇所収録されている (MS^p, KS^p, KapS^p, TB^p, ŚB, ŚBK)。

《放牧》章は伝統的に vatsāpākaraṇa 「仔牛を [母牛から] 引き離す事」と呼ばれ、搾乳前の行為と解釈されてきた。新満月祭に関する殆ど唯一の研究書である HILLEBRANDT, Altindische Neu- und Vollmondsopfer (1897) や、CALAND, Āpastamba-Śrautasūtra (ĀpŚrSū) の翻訳はこの伝統を踏襲している¹⁾。だが、当の m 集と対応 br. とを精査すると、これらが朝の放牧儀礼用の m であったことがわかる。

Veda 祭式を伝承してきた Ārya 人は、牛を基本財産とする牧畜生活を営んでいた。本論では、Yajurveda 全学派の Saṁhitā から放牧先での牛達の無事を祈願する m とこれに対する br., その伝承の背景に想定される Ṛg-Veda (RV) VI 28 の第 7 詩節を取り上げ、それらの比較検討に基づき当時の放牧の実態と変遷の跡を辿り、更に、各文献の成立過程についても視点を提示した。使用 text は: RV VI 28,7²⁾; Maitrāyaṇī Saṁhitā (MS) I 1,1 : 1, 3-4^m; IV 1,1:1,16-2,6^p; Kāthaka-Saṁhitā (KS) I 1:1, 3-4^m; XXX 10:193,3-7^p; Kapṣṭhala-Kāṭha-Saṁhitā (KapS) I 3:3,3-4^m; XLVII 8:332,9-13^p; Taittirīya-Saṁhitā (TS) I 1,1,1^m; Taittirīya-Brāhmaṇa (TB) III 2,1,5^p; Mādhy-andina 派 Vā-jasaneyi-Saṁhitā (VS) I 1; Kāṇva 派 VS (VSK) I 1,2-3; Mādhyandina 派 Śatapatha-Brāhmaṇa (ŚB) I 7,1,7; Kāṇva 派 ŚB (ŚBK) II 6,3,4.

1. 放牧の無事を祈願する 4 つの yajus 本論では、以下の 4 つの yajus を扱う。これらの m については、一部の学派のみが伝えるもの、記載順序の異なるもの、語

順の異なるもの等、学派間に相違があり、伝承状況は複雑に入り組んでいる。

- ① 略奪の危険の回避 *mā vah stenā īsata māghāsamsāh* MS^m = KS^m = TS^m = VS = RV
 ② 〈gopati〉の m *dhruvā asmin gopatau syāta bahvīh* MS^m = KS^m = TS^m = VS
 (RV になし, m の順序は一致しない)
 ③ 「Rudra の矢」の m *rudrāsya hetih pári vo vṛṇaktu* MS^p = TS^m
pári vo rudrāsya hetir vṛṇaktu KS^m
 MS^p = TS^m ≙ KS^m ≙ RV ; VS に伝承なし (m の順序は一致しない)

④ RV VI 28.7 b からの借用 *śuddhā apāh suprapāṇē pibanīh* MS^p のみ

2. **mantra 集成** MS は①及び②を伝承する。KS は、その m の間に③を置く。TS も KS と同様、①③②としているが、③の語順は KS とは異なる。VS の伝承は、MS と全く同じ①②のみである: MS I 1,1:1,3-4^m *mā vah stenā īsata māghāsamsa. dhruvā asmin gopatau syāta bahvīh*. 君達 (牝牛達) を泥棒が支配することのないように、悪意ある (悪口を言いふらす) 者が [支配することのないように]. この牛の主人の下で、君達 (牝牛達) は丈夫で数多くなってほしい。— KS I 1:1,3-4^m (= KapS I 3:3,3-4^m) *mā vah stenā īsata māghāsamsa. pári vo rudrāsya hetir vṛṇaktu // dhruvā asmin gopatau syāta bahvīh. Rudra の飛び道具 (矢, 即ち疫病) は君達 (牝牛達) を [脇に] 外せ ... — TS I 1,1,1^m mā va stenā īsata māghāsamsa. rudrāsya hetih pári vo vṛṇaktu. dhruvā asmin gopatau syāta bahvīh. Rudra の飛び道具は君達 (牝牛達) を [脇に] 外せ ... — VS I 1 (= VSK I 1,2-3) ... mā va stenā īsata māghāsamsa. //2// dhruvā asmin gopatau syāta bahvīhs ... //3//*

3. **br. 部分** MS^p で注目すべき点は、m 集成に伝承のない 2 つの m (以下には太字) の付加である。即ち①-④の中、④ 〈śuddhā apāh ...〉と③ 〈rudrāsya hetih ...〉とが、この順序で新たに加えられている。後者の語順は TS に一致する。解釈はシンプルである。また KS では、Rudra の矢の m の意義付けが他学派に比べて複雑である。これらに対し、TB は極めて簡潔に m の意義を説明し、ŚB は m 解釈を抽象的に述べ、放牧の意義が MS, KS とは異なる段階へ移行した事を暗示している: MS IV 1,1:1,16-2,6^p: 〈mā vah stenā īsata māghāsamsā〉 ity. āśiṣam evāsāste. 〈dhruvā asmin gopatau syāta bahvīr〉 iti. práivā janayati. 〈//śuddhā apāh suprapāṇē pibanīh. //〉 iti. punāty evāināh. 〈//rudrāsya hetih pári vo vṛṇaktu //〉 iti. rudrād evāinās trāyante. 〈君達 (牝牛達) を泥棒が支配することのないように、悪意ある者が [支配することのないように] と [唱える]. 他ならぬ [祭主の] 祈願を、言挙げすることになる. 〈この牛の主人の下で、君達 (牝牛達) は丈夫で数多くなってほしい〉 と [唱える]. [家畜を] まさしく繁殖させることになる. 〈//清い水達を良い水飲み場で飲んでいる [君達: 牝牛達] を //〉 と [唱える]. 当のもの達 (牝牛達) をまさしく清めることになる. 〈// Rudra の飛び道具は君達を [脇に] 外せ //〉 と [唱える]. 他ならぬ Rudra から当のもの達 (牝牛達) を保護することになる. — KS' XXX 10:193,3-7^p (= KapS XLVII 8:332,9-13^p): 〈mā vas stenā īsata māghāsamsa〉 ity. āśiṣam evāsāste.

(pāri vo rudrāsya hetir vṛṇaktv) iti. rudrām evā paśūbhīḥ pāriṅvṛṇaktv. āghātuko 'sya rudrāḥ paśūn
 bhavati yāsyāvām vidūšo yās caivām vidvān havīṣe gāḥ prārapāyati. (dhruvā asmin gópatau syāta) -
 éti. dṛṇhaty evāinā. (bahvīr) iti. bhūmānam evāinā gamayati. (君達を泥棒が…) と [唱える]. 他
 ならぬ [祭主の] 祈願を言挙げすることになる. (Rudra の飛び道具は…) と [唱える]. 他
 ならぬ Rudra を家畜達から [脇に] 外す³⁾ ことになる. このように知っている者の牛達を,
 そして, このように知っている者が供物 (乳) の為に [牧場へ] 進ませるならば, この者
 の家畜達を Rudra は殺さぬ者となる⁴⁾. (この牛の主人の下で…) と [唱える]. 当のもの達
 (牝牛達) をまさしく丈夫にすることになる. (数多く [なつて欲しい]) と [唱える]. 他なら
 ぬ当のもの達 (牝牛達) を増大へと行かせることになる. — TB III 2,1,5^p: (mā va stenā īsa-
 ta māghāsamsa) ity āha. gūptyai. (rudrāsya hetih pāri vo vṛṇaktv) ity āha. rudrād evāinās trāyate.
 (dhruvā asmin gópatau syāta bahvīr) ity āha. dhruvā evāsmīn bahvīḥ karoti. (君達を泥棒が…) と
 唱える. [家畜達の] 守護の為にである. (Rudra の飛び道具は…) と唱える. 他ならぬ
 Rudra から, 当の者 (牝牛) 達を保護することになる. (この牛の主人の下で…) と唱える.
 この者 (祭主) の下で [牝牛達を] 他ならぬ丈夫で数多いもの達と為すことになる. — ŚB I
 7,1,7 (= ŚBK II 6,3,4): ... (mā va stenā īsata. māghāsamsa⁵⁾) iti. mā vo nāṣṭrā rākṣāmsīsatēty evāi-
 tād āha. (dhruvā asmiṅ gópatau syāta bahvīr) ity. ānapakramiṅyo 'smīn yājamāne bahvyāḥ syātēty
 evātād āha. //III ... (君達を泥棒が…) と [唱える]. 「君達を破滅達が, 毀損力達が支配する
 ことのないように」と, このことによって唱えることになる. (この牛の主人の下で, 君達
 は丈夫で数多くなつてほしい) と [唱える]. 「この祭主の下で君達は立ち去る事無く⁶⁾, 数
 多くなつてほしい」と, このことによって唱えることになる.

4. RV VI 28,7 ①-④の中, 3つの yajus が RV VI 28,7 に一致または類似する内容
 となっている. RV VI 28 全体は牛 (特に牝牛) 達と Indra との密接な関係を軸に
 構成されており, 当時の牧畜生活の具体的な有り様が垣間見える. その中で, 第
 7 詩節は放牧地で牛達が草や水に恵まれ, 種々の危険を回避することを願うもの
 であり, 放牧の実態を最も端的に示している: prajāvatih sūyāvasam risāntih¹ śuddhā apāḥ
 suprapāṇē pībantih¹ mā va stenā īsata māghāsamsah¹ pāri vo hetī rudrāsya vṛjyāḥ || 子孫に富むも
 の達として (となるべく), よい牧草を引きちぎっている [君達], 清い水達をよい水飲み場
 で飲んでいる [君達], — 君達を泥棒が支配することのないように. 悪意ある (悪口を言い
 ふらす) 者が [支配することの] ないように. — Rudra の飛び道具 (矢: 疫病) は [そういう]
 君達を [脇に] 外して (迂回して) 欲しい.

5. RV VI 28,7 との関連—mantra 対照表 (表 1) RV の pāda a に対応する m は何
 れの YV にも伝承されていない. b は, MS^p の 3 番目に置かれているのみで, 他
 派にはない. c は, YV 全学派一致して m 集成に収録している. d は MS^p, KS^m,
 TS^m において, 若干語形や語順を変えて伝承されている. RV にない②は, YV 全
 学派が m 集成の段階から伝承しているものであるが, MS^p (br.) における m の付
 加と, KS, TS における③の位置から, 学派間に順序の相違が見られる. 以下,

この表から指摘しうる可能性を問題提起として述べたい。

	RV VI 28,7 [Triṣṭubh]	MS I 1,1 ^m IV 1,1 ^{mp} : 太字 [Triṣṭubh]	KS I 1 ^m = KapS I 1 ^m	TS I 1,1 ^m	VS I 1 = VSK I 1,2-3
—	<i>prajāvatīḥ sūyāvāsa riśāntīḥ</i>				
④	<i>śuddhā apāḥ suprapāṇé pibantīḥ</i>				
①	<i>mā va stenā īsata māghāsamsaḥ.</i>	<i>mā vaḥ stenā īsata māghāsamsaḥ.</i>	<i>mā vas stenā īsata māghāsamsaḥ.</i>	<i>mā va stenā īsata māghāsamsaḥ.</i>	<i>mā va stenā īsata māghāsamsaḥ.</i>
②		<i>dhruvā asmin gópatau syāta bahvīḥ.</i>			
④		<i>śuddhā apāḥ suprapāṇé pibantīḥ.</i>			
③	<i>pāri vo hetī rudrāsya vṛjyāḥ //</i>	<i>rudrāsya hetīḥ pāri vo vṛṇaktu</i>	<i>pāri vo rudrāsya hetir vṛṇaktu.</i>	<i>rudrāsya hetīḥ pāri vo vṛṇaktu.</i>	
②			<i>dhruvā asmin gópatau syāta bahvīḥ.</i>	<i>dhruvā asmin gópatau syāta bahvīḥ.</i>	<i>dhruvā asmin gópatau syāta bahvīḥ.</i>

まず、MS、VS が伝える①②が、原 YV ともいうべきものを想定した場合、本来あった伝承であると思われる。KS、TS に現れる③は、これに付加されたものと思われる、その際に RV VI 28,7 を意識していた可能性がある。③が RV-KS-TS の間で語形語順に相違を示す要因には、RV における *rudrāsya* という 3 音節の読みの回避が考えられる。KS、TS とも語順を変え、RV *vṛjyāḥ* (Prekativ) を *vṛṇaktu* (Imperativ) にして RV と同じ 11 音節を保とうとした跡が窺われる。KS では Kadenz の形式を守る為に RV *hetī rudrāsya* を *rudrāsya hetir* に改変して Zäsur (caesura) がない Triṣṭubh とし、MS^{mp}、TS は完全な Triṣṭubh の一行としている。MS^p は mantra 集に収められていなかった③④を加えて Triṣṭubh 四行にしている。これは、KS、TS に比して RV をより強く意識していた結果であると思われる。MS が伝承する①-④の中、新たな付加はまとめて後半に置かれ、Triṣṭubh の前半では異部族による略奪の危険への危惧と回避、現在の持ち主の下で多産である事等を、後半はよい水を飲み疫病に罹患しないよう祈願するものとなっている。

br. では、MS が m を追加し、KS が m の意義を具体的に詳解しているのに対し、TB は簡素な説明に終始し、ŚB は抽象的な語釈を与えるに過ぎない。即ち、今回扱った箇所では「放牧」の意義・重要性の変化が背後にあり、m 集成として最も

古い形を残しているのは MS, VS で, KS と TS は幾分新しい形を示すと考えられる。これに対し, br. の段階では, MS が (TS^m からの影響を受けて?) RV の 1 詩行を改作, ③を加え, 更に④の b pāda をも加えて完全な Triṣṭubh に改め, 同一文献であり乍ら m 集成との編集段階に明らかな時代差を示している。また, 先述の通り, KS が特に③について牛の所有者と牧夫という, 異なる立場の存在を窺わせ部族集団の組織化と規模の拡大を示唆しているのに対し, 文献成立年代が MS, KS の br. より新しいと考えられる TB と ŚB の m 解釈が具体的な放牧の記述に乏しい事も, 両文献の背後にある牧畜生活の在り方の変化を示唆している。

6. *āranya*-「荒野」での放牧 各文献の背後にある牧畜生活の形態変化を辿る上で 1 つの指標となるのが, *āranya* での放牧である。元来放牧が *āranya* 「荒野, 原野」で行われていた事は, 例えば以下の記述から明らかである: MS IV 1,1:2,8-11⁷⁹⁾ [新月祭・満月祭] (*yājamānasya paśū n pāh-* (11:1.4)) *īti. yāja mānasyaivā paśūnām gopithāyāhimsāyai. || pratīcim śākhām ūpagāhati. tasmād grāmyāḥ paśāvah sāyām āranyād grāmam āyanti. pratyāuca enaṃ paśāvo bhavanti yā evām veda.* 〈祭主の家畜達を君は守れ〉と [唱える]。他ならぬ祭主の家畜達を護る為, 傷つける事がないようにである。逆向きに枝を隠し置く。それ故, 村落に属する家畜達は晩に荒野から村落へ戻ってくる。家畜達は, この様に知る当人のもとへと逆向きに戻ってくるものとなる。— KS VII 8:69,17-18⁸⁰⁾ [Agnypasthāna] *ye ca vai grāmyāḥ paśāvo ye cāranyās ta ubhaye naktam saṃsṛjyante. tasmād api ye 'lpāḥ paśavas te naktam bahava iva dṛśyante.* 村落にいる家畜達 (仔牛達) と荒野にいる [家畜達=牝牛達], その両者達は, 夜には [一箇所に] まとめられる。それ故, 僅かな家畜達であっても, 彼らは夜には数多く [いる] ように見られる。

āranya- は *grāma*- 「村落」の対概念であり⁸¹⁾, 後者が何らかの秩序を持つ, 所有権を主張できる領域と見なし得るのに対し, 前者は既得権の及ばない空間を意味する。放牧を一種の植民活動と見なす場合もあり, 他部族が放牧している牛を略奪して領土を拡張していた可能性もある。このことは同時に, 逆に略奪される危険もあった事を意味する。放牧は, 家畜繁栄の点でもテリトリー拡張という点でも重要であったろう。放牧に伴う危険の切実さは, 当時の牧畜生活の実像を知る上で念頭に置いておく必要がある。但し, 定住化等の生活様式の変化に伴い, *āranya* で放牧を行うという事の意義は, 次第に薄れていったものと思われる⁸²⁾。

7. Śrautasūtra の記述 今回扱った yajus ①-④を, 黒 YV 学派の ŚrSū では大きく 2 つに分け, それぞれが唱えられるべき対象を挙げて説明している。即ち, 放牧に出てゆく牝牛達に唱えるもの (A) と, 祭主等に唱えるもの (B) とである。

	Baudhāyana- ŚrSū	Vādhūla- ŚrSū	Āpastamba-, Hiranyakeśi-, Bhāradvāja-ŚrSū	Vārāha-ŚrSū	Mānava-ŚrSū	Kātyāyana- ŚrSū
A	①, ③	①(但し省 略引用中), ③	③, ④ 及び <śatam indrāya ...>*	③, ④ 及び <śatam indrāya ...>* <pūṣā vah ...>***	③, ④ 及び <śatam indrāya ...>*	—
B	②	②	②	②	②	—

* 下記引用参照。 — ** VārŚrSū I 2,1,9 < MS IV 1,1:2,6-7^o: pūṣā vah paraspā āditih * prertvaripā indro vó 'dhyakṣó 'naṣtāh pūnar éta [Pūṣan は、君達(牝牛達)の行く末を守る者である。Aditi は、[牧場へ] 向かう [牝牛達] を守る者である。Indra は、君達の監視者である。失われることなく君達は戻って来い]。

A では Baudh, Vādh の両 ŚrSū が①③を挙げる一方, Mān, Āp, Hir, Bhār は、③④に br. 以前には見られない m を挙げている。Mān 等が①を欠く背景には、放牧地の施設や牛の所有権に関する法の整備等が関与している可能性がある¹⁰⁾。一方, B の祭主に唱える m には全学派一致して②を用い、ŚrSū では gópati- の語によって祭主が意図されていたものと理解される。これに対し、白 YV 学派の KātyŚrSū はこれらの m に一切言及しない。ここにも放牧のあり方の変化の反映が見られる。

BaudhŚrSū I 1:1,11-14 athaiṣām mātṛh prerayati <devo vah savitā prūpayatu śreṣṭhatamāya karmaṇe (TS I 1,1,1 c) > <āpyāyadhvam aghniyā devabhāgam ūrjasvatih payasvatih prajāvatir anamivā ayakṣmā (同 d) > <mā va stena iṣata māghaśamsas) / <rudrasya hetih pari vo vṛnaktu / iti. <dhruvā asmin gopatau syāta bahvir> iti. yajamānam iḥṣate. / 次にその [仔牛達の] 母牛達を [牧場へ] 進ませる。<Savitṛ 神は君達(牝牛達)を [牧場へと] 進ませよ、最もよく繁栄をもたらす行為の為に)、<君達は [乳で] 膨らめ、傷つけられざるべき牝牛達よ、神々の分け前となるべく、栄養に富み、乳に富み、子孫に富み、無病で、疾患のない [君達は]、<君達を泥棒が…)、<Rudra の飛び道具は…)> と [唱えながら]。<この牛の主人の下で…)> と [唱えながら] 祭主を見る。 — MānŚrSū I 1,1,20-21 <śuddhā apah suprapāne pibantih> <śatam indrāya śarado duhānāh (出典不明) / > <rudrasya hetih pari vo vṛnaktu // iti vṛajantir¹¹⁾ anumantrayate. //20// <dhruvā asmin gopatau syāta bahvir> iti. yajamānasya grhān abhiparyāvartate. / yajamānam vā prekṣamāno japati. //21// <清い水達を良い水飲み場で飲んで [牝牛達] を> <百の秋(年)の間, Indra の為に乳を出している [牝牛達] を> <Rudra 達の飛び道具は…)> と歩き回っている [牝牛達] に mantra を唱え掛ける。<この牛の主人の下で…)> と [唱える]。祭主の家の方向に直る。或いは、祭主を見ながら小声で唱える。(cf. ĀpŚrSū I 2,8-9 = HirŚrSū 79,2-80,1~ BharŚrSū I 2,19-3,1) — VādhŚrSū II 1,1,6-7 (Ed. IKARI による。Ed. CHAUBEY では II 1,1,1) <... = (省略記号) pari vo vṛnaktu> iti. <dhruvā asmin gopatau syāta> iti yajamānam varṣabham vā goṣṭham vābhimantrayate. <…)> と、祭主に、或いは牡牛に、或いは牛舎に、mantra を唱えかける。 — KātyŚrSū IV 2 → 記載なし

(230) 放牧の無事を祈願する Yajurveda のマントラと Ṛgveda VI 28,7 (西 村)

1) HILLEBRANDT “Wegtreiben der Kälber beim Sāmnāyā-Neumondsopfer” (p.7), CALAND “Melken der für das Sāmnāyā bestimmten Milch : Forttreiben der Kälber” ĀpŚrSū I 2,2–10. これらの章立ては、最終的には Taittirīya 派の一分派である Ātreya 派の Anukramaṇi, BaudhŚrSū (Dvaidhasūtra) 等の *vatsāpākaraṇam* という伝統的項目立てに遡るものと思われる。Sāmnāyā とは、本祭前夜に搾乳、加熱して酸化させた酸乳 *dadhi* と、本祭当日朝に搾乳、加熱した乳とを、献供直前に柄杓の中で混ぜ合わせて作る供物のこと。TS^a 及び ŚB 以降、これを用いるのは特別な新月祭であると規定されるようになる。2) –AV IV 21.7, cf. VaitSū XXI 24 [Agniṣṭoma]: KauśSū XIX 1; XXI 8; AV VII 75.1; TB II 8.8 [動物犠牲祭] cf. ĀpŚrSū VI 16.9; XIX 16.18. 3) mantra は *pāri vo* (= 牝牛達 : Akk.) *rudrāśya hetīr* (Nom.) *vṛṇaktu*, 一方 *prosa* は *rudrām* (Akk.) *evā pasūbhīḥ* (Instr.) *pārivṛṇakti* とあり、構文が異なる。4) *yāśya* 指示する牛の所有者と、*yās* が指示する牛を牧場へ進ませる者とは、別人である可能性もある。5) ŚB の sandhi により、VS とはアクセントが異なることに注意。6) 対応箇所は: KS XXX 10:193,7–10^a ~TB III 2,1.5^a; cf. KapS XLVI 8:332,14; 16–18^a; ŚB I 7,1.8–ŚBK II 6,3,4. 7) 本来は、家畜と車とを伴って移動する(部族)集団の1単位を指していたものと思われる。このような本来の意味の痕跡は、初期仏典にも残っている。山崎元一『古代インド社会の研究』, p.191 参照。更に、Br. 期では人々が定住している村落を指す用例も、確実に存在する。Cf. Rau, Staat und Gesellschaft, 51ff. 8) 更に、牧畜生活、乃至は放牧が実生活の中で形式化していたことを示唆する m 中の語彙に、*gōpati-* がある。*gōpati-* 「牛の主人」は元来、牛の群れを管理・統率する責任者等の意味で用いられていた可能性がある。RV では Indra を指す例が多く見られる。YS 及び Br. には、当箇所以外に用例はない。YS^m に *gaupatyā-* が牛の所有者たること」の意で用いられている。9) 具体的には、放牧地の施設整備、牛の所有権等に関する法の整備等が想定される。後の法典類には、家畜所有者と牧夫と(場合によっては更なる第三者と)の間に起こり得る訴訟とそれに関する規則がいくつか定められている。Cf. ManuSmṛ VIII 229–244. 10) *vrajantīr* (< *vraj*) の背景には、牛達の目指す放牧地が荒野であり、生活圏 (*loka-*) から荒野への移動が意識されている可能性がある。cf. 後藤敏文『神子上恵生教授頌寿記念論集』p.859.

(2005 年度文部科学省科学研究費, 若手研究 (B))

〈キーワード〉 放牧, Veda 祭式, Yajurveda, Ṛgveda

(東北大学助手・博士(文学))